

証券コード 9312
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都港区海岸3丁目4番20号
ケイヒン株式会社
代表取締役社長 杉山光延

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主様におかれましては、株主様の安全確保と感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による議決権の事前行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸3丁目4番20号
当社 本社6階会議室

3. 総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役15名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keihin.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、前半は緩やかな回復基調で推移しましたが、下期に入り弱さがみられ、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況となりました。

このような環境の中、当社グループにおいては、倉庫入出庫の取扱いは堅調に推移しましたが、陸上運送の取扱いは減少し、輸出入貨物、プロジェクト貨物、輸出車両の海上輸送、港湾作業の取扱いも減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は477億2百万円（前期比18億4千9百万円の減収、3.7%減）となりましたが、業務の効率化を図ったこと等により、営業利益は19億円（前期比2億4千6百万円の増益、14.9%増）、経常利益は19億5千1百万円（前期比2億9百万円の増益、12.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億2千万円（前期比2億7百万円の増益、17.1%増）となりました。

当社グループのセグメント別概況は、次のとおりであります。

セグメント別事業内容および売上高

セグメント	主要な事業内容	当期 (百万円)	前期 (百万円)	前期比増減	
				金額(百万円)	比率(%)
国内物流事業	倉庫保管、倉庫荷役、流通加工、 陸上運送	29,995	30,590	△595	△1.9
国際物流事業	国際運送取扱、航空運送取扱、 通関、港湾作業	18,670	19,967	△1,297	△6.5
セグメント間 内部売上高		△962	△1,005	43	—
合計		47,702	49,552	△1,849	△3.7

国内物流事業

国内物流事業におきましては、倉庫業は、化学品等の保管が増加したことや、入出庫の取扱いが増加したことにより、売上高は67億6千4百万円（前期比5.4%増）、流通加工業の売上高は63億6千7百万円（前期比2.6%増）、陸上運送業は、一般貨物輸送の取扱いおよび配送取扱件数が減少し、売上高は160億2千6百万円（前期比6.6%減）となりました。

以上の結果、国内物流事業の売上高は299億9千5百万円（前期比5億9千5百万円の減収、1.9%減）となりましたが、業務の効率化を図ったこと等により、営業利益は27億7千7百万円（前期比6億2千7百万円の増益、29.2%増）となりました。

国際物流事業

国際物流事業におきましては、国際運送取扱業は、海運貨物、プロジェクト貨物、輸出車両の海上輸送の取扱いが減少し、売上高は156億7千万円（前期比5.0%減）、港湾作業は、船内・沿岸荷役とも取扱いが減少し、売上高は22億6百万円（前期比9.0%減）、航空運送取扱業は、輸出入貨物の取扱いが減少し、売上高は7億9千3百万円（前期比24.5%減）となりました。

以上の結果、国際物流事業の売上高は186億7千万円（前期比12億9千7百万円の減収、6.5%減）、営業利益は6億4千9百万円（前期比3億2千万円の減益、33.0%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、国内外の経済活動が抑制され、当面は厳しい状況が続くことが懸念されます。

物流業界におきましても、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための海外諸国での様々な規制等に伴うサプライチェーンの停滞や、国内消費の落ち込みに伴う荷動きの減退等が懸念され、当社グループの業績にも影響を及ぼすことが予想されます。

このような状況の中、当社は、更にグループ内の連携を強化することで顧客ニーズに対応した質の高いサービスを提供することにより、新規顧客の獲得と安定的な貨物取扱いの確保に努めるほか、国内外の有力拠点への施設拡充も視野に入れつつ、生産性の向上を図ることで、事業基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご指導とご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1億2千万円であり、その主なものは東京地区および横浜地区における物流施設の改修工事であります。

なお、当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、銀行借入金および自己資金によりまかなっております。

(4) 財産および損益の状況

区 分	2016年度 第70期	2017年度 第71期	2018年度 第72期	2019年度 第73期(当期)
売上高(百万円)	42,352	45,465	49,552	47,702
経常利益(百万円)	872	1,369	1,741	1,951
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	510	1,141	1,213	1,420
1株当たり当期純利益(円)	7.82	174.89	185.78	217.57
総資産(百万円)	42,057	42,630	41,156	41,538
純資産(百万円)	15,656	16,709	17,224	18,168
1株当たり純資産(円)	239.79	2,559.25	2,638.10	2,782.66

(注) 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったため、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ケイヒン配送株式会社	90百万円	100.0 (29.6)	流通加工、宅配
ケイヒン陸運株式会社 (本店 東京都足立区)	30	100.0 (75.0)	陸上運送、倉庫荷役、 流通加工
ケイヒン陸運株式会社 (本店 愛知県大府市)	50	100.0 (75.0)	
ケイヒン陸運株式会社 (本店 兵庫県神戸市)	90	100.0 (80.0)	
ケイヒン海運株式会社	10	100.0 (—)	国際運送取扱、通関、 船舶代理店
ケイヒン港運株式会社	52	100.0 (75.0)	国際運送取扱、通関、 港湾作業
ケイヒン航空株式会社	50	100.0 (75.0)	航空運送取扱、通関
ケイヒンコンテナ急送株式会社	30	100.0 (75.0)	海上コンテナ輸送
オーケーコンテナエクスプレス株式会社	20	100.0 (100.0)	
ダックシステム株式会社	10	100.0 (80.0)	物流システムソフト開発、 情報処理
ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド	1,000千香港ドル	100.0 (—)	国際運送取扱、通関
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	27,454千フィリピン ペソ	100.0 (—)	
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	8,250千フィリピン ペソ	100.0 (80.0)	
ケイヒン マルチトランス(シンガポール) プライベート リミテッド	1,200千シンガポール ドル	100.0 (—)	
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	10,000千ニュータイワン ドル	50.0 (25.0)	

(注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合であります。

2. ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

(6) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地	所 属 事 業 所
本 社	東京都港区	
関 東 営 業 部	東京都港区	新お台場・大井8号・大井輸出入・ワールド（青海）・城北・港南・板橋・千葉・大黒埠頭・山下埠頭・本牧・本牧CC・神奈川
国 際 輸 送 営 業 部	東京都港区	
プロジェクトカーゴ営業部	東京都港区	
海上・ターミナル営業部	神奈川県横浜市	
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	名港西・大府・中川
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	堺浜・茨木・高槻・六甲冷蔵・新港埠頭・摩耶埠頭
宅 配 統 轄 部	神奈川県横浜市	

② 子会社および関連会社

会 社 名	本社所在地
ケイヒン配送株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン陸運株式会社	東京都足立区
ケイヒン陸運株式会社	愛知県大府市
ケイヒン陸運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン海運株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン港運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン航空株式会社	東京都港区
ケイヒンコンテナ急送株式会社	東京都品川区
オーケーコンテナエキスプレス株式会社	神奈川県横浜市
ダックスシステム株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン マルチトランス（ホンコン）リミテッド	香港
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	フィリピン
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	フィリピン
ケイヒン マルチトランス（シンガポール）プライベート リミテッド	シンガポール
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	台湾

(注) ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
国内物流事業	557名	19名減
国際物流事業	321名	5名減
全社（共通）	66名	5名増
合計	944名	19名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で1,101名おります。
3. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
301名	11名減	41.4歳	17.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で135名おります。

(8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,610百万円
株式会社横浜銀行	1,012
朝日生命保険相互会社	946
株式会社三井住友銀行	927
株式会社日本政策投資銀行	925

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,800,000株
- ② 発行済株式の総数 6,536,445株 (自己株式7,325株を含む。)
- ③ 株 主 数 3,250名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	621 ^{千株}	9.51%
京 友 株 式 会 社	613	9.40
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	497	7.61
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	482	7.39
フ ィ ー ド ・ ワ ン 株 式 会 社	465	7.13
株 式 会 社 横 浜 銀 行	325	4.99
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	275	4.23
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	196	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	173	2.65
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	122	1.87

(注) 持株比率は、自己株式 (7,325株) を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大津 育 敬	代表取締役会長		・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長
杉山 光 延	代表取締役社長		
浅脇 誠	専務取締役	管理部門担当兼 内部統制室長	
関本 篤 弘	専務取締役	営業部門担当兼 宅配統轄部長	・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長
大津 英 敬	常務取締役	社長室長兼 システム統轄部長	
坂井 賢 敏	常務取締役	海上・ターミナル営業部長	・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長
尾曲 裕 之	取締役	プロジェクトカーゴ営業部長	
荒井 正 俊	取締役	財 務 部 長	
桑嶋 耕 造	取締役	人 財 開 発 部 長	
野村 洋 資	取締役	総 務 部 長	
吉村 裕	取締役	関西営業部長	・ケイヒン陸運株式会社（本店 兵庫県神戸市）代表取締役社長 ・ケイヒン港運株式会社代表取締役社長
筒井 章 太	取締役	営業統轄部長	
葉梨 陽一郎	取締役	関東営業部長	・ケイヒン陸運株式会社（本店 東京都足立区）代表取締役社長
酒井 透	取締役		
本保 芳 明	取締役		・国土交通省観光庁参与 ・首都大学東京（現 東京都立大学）客員教授 ・イオンディライト株式会社社外取締役
影山 好 伸	常勤監査役		
柏岡 裕	常勤監査役		
森 信 一	監査役		・東亜道路工業株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役酒井透および本保芳明の両氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役影山好伸および監査役森信一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役柏岡裕氏は、当社内部統制部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役酒井透および本保芳明の両氏ならびに常勤監査役影山好伸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 5. 2019年6月27日開催の第72期定時株主総会において、筒井章太および葉梨陽一郎の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 6. 2019年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により室明氏は監査役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役2名および監査役3名との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該社外取締役または監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものです。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	15名	301百万円
監 査 役	4	30
合 計	19	332

- (注) 1. 上記のうち、社外取締役2名に対する報酬等の総額は、13百万円であります。
 2. 上記のうち、社外監査役2名に対する報酬等の総額は、16百万円であります。
 3. 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額84百万円（取締役79百万円、監査役4百万円）が含まれております。
 4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額78百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況

取締役本保芳明氏は、国土交通省観光庁参与、首都大学東京（現 東京都立大学）の客員教授およびイオンディライト株式会社の社外取締役であります。なお、当社と国土交通省観光庁、首都大学東京（現 東京都立大学）およびイオンディライト株式会社との関係で記載すべき該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員との重要な兼職の状況

監査役森信一氏は、東亜道路工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と東亜道路工業株式会社との関係で記載すべき該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主な活動状況
酒 井 透	取 締 役	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験等を踏まえ、適宜意見を述べております。
本 保 芳 明	取 締 役	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、国土交通省における長年の経験等を踏まえ、適宜意見を述べております。
影 山 好 伸	監 査 役	当事業年度開催の取締役会9回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点に立ち、適宜意見を述べております。
森 信 一	監 査 役	当事業年度開催の取締役会に9回中8回、また、監査役会に12回中11回出席し、金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点に立ち、適宜意見を述べております。

(5) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

(i) 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

(ii) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(i)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法、公認会計士法等の法令に定める事由の発生等により、会計監査人の職務の適切な執行に支障をきたすことが認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会社法第340条の規定により、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、将来における企業の成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、2020年5月22日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 50円00銭
配当総額 326,456,000円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が内部統制システムとして決議した事項は、次のとおりであります。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム（当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制）を整備する。

- 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定する。
 - ② コンプライアンスの統轄組織として「危機管理委員会」を設置し、違反行為に対する予防、対応、再発防止のための措置等を行う。また、その下部組織として、「コンプライアンス統轄チーム」を設け、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス体制の整備・推進を図る。
 - ③ コンプライアンスに関する内部通報制度として「ヘルプライン」を設け、その窓口として「社内ヘルプライン窓口」を当社内に、「社外ヘルプライン窓口」を社外の弁護士事務所内に、それぞれ設置する。
 - ④ コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、「危機管理委員会」を経て、その内容・対処案等を代表取締役、取締役会、監査役に報告する。
 - ⑤ 内部監査部門として「内部統制室」を置き、「内部監査規程」に基づいてコンプライアンスを含めた内部監査を行う。

- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で関係を遮断する。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 事業運営リスクの統轄組織として、「危機管理委員会規程」に基づき「危機管理委員会」を設置し、リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、および再発防止のための措置など、リスク管理体制の整備・推進を図る。
 - ② 損失等の発生が懸念・予測される場合、および現実が発生した場合は、直ちに「危機管理委員会」に報告する。
 - ③ 損失が発生した場合は、必要に応じて「対策本部」を設置し、損失の拡大を防止するとともに、損失を最小限に止める措置を講ずる。
 - ④ 「内部統制室」は、監査計画を策定し、定期的に内部監査を実施する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率性を図るとともに、取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催するなどして、その意思決定の迅速性を確保する。
 - ② 取締役、監査役、必要によりグループ会社社長および関係者を構成員とする「グループ統轄会議」を原則として毎月2回程度開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、法令および「取締役文書管理規程」に基づき適切に保存し管理する。
 - ② 取締役および監査役は、これら職務執行情報を閲覧できるものとする。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① コンプライアンス体制とリスク管理体制については、当社とグループ会社とを一体化した体制を整備し、当社「危機管理委員会」が統轄するものとする。
 - ② グループ会社もコンプライアンスに関する内部通報制度を定め、「ヘルプライン」を設け、その窓口として「社内ヘルプライン窓口」を当社内に、「社外ヘルプライン窓口」を社外の弁護士事務所内に、それぞれ設置し一元的に対応する。

- ③ グループ会社の業務運営については、「グループ統轄会議」において適時報告を受けるとともに、経営管理上および業務遂行上の重要事項について審議を行う。
 - ④ グループ会社の内部監査は、当社「内部統制室」が統轄して、外部専門家である監査法人に実施を委託し、その監査結果は、当社代表取締役・当該グループ会社代表取締役および「グループ統轄会議」に報告する。
 - ⑤ 当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制の評価および改善・指導は、当社「内部統制室」が行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役の職務の補助は、「内部統制室」の使用人が兼務して行う。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関し取締役および内部統制室長の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
7. 取締役および使用人等の監査役への報告に関する体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役は、当社の使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受けた場合、ならびに自らその事実を発見した場合は、社内規程に従って、直ちに代表取締役に報告し、監査役に通知する。
 - ② 当社の監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する文書をモニターし、必要に応じて当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から説明を受けることができるものとする。
 - ③ 当社の「危機管理委員会」は、当社およびグループ会社の「ヘルプライン」への通報等に基づく調査結果の概要等について、当社監査役に対して報告する。
 - ④ 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、会合を開催し情報および意見交換を行う。
 - ⑤ 当社は、当社の監査役が当該職務の執行のための費用を請求するときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組みは、次のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する体制

ケイヒングループのすべての取締役および使用人に法令等の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定し周知しております。また、当社とグループ会社とを一体化した体制として、コンプライアンス関連事項についての報告・相談窓口となる「コンプライアンスオフィサー」を各部署に配置するとともに、内部通報制度として「ヘルプライン」を設け、「社内ヘルプライン窓口」に加え、社外の弁護士事務所を窓口とする「社外ヘルプライン窓口」を設置しております。

2. リスク管理に関する体制

リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、再発防止のための措置などを審議するための組織として「危機管理委員会」を設置してグループ会社を含めた一体的なリスク管理を行っており、四半期ごとに取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

3. 内部監査に関する体制

「内部統制室」が、監査計画を策定し定期的に内部監査を実施しており、グループ会社の内部監査は「内部統制室」が統轄して、外部専門家に委託し実施しております。

4. 取締役の効率的な職務執行に関する体制

定例のほか取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催して意思決定の迅速性を確保するほか、「グループ統轄会議」を月2回程度開催して、業務執行に係る意思決定やグループ会社の経営管理・業務遂行に係る重要事項の審議を機動的に行っております。

5. 監査役監査の実効性確保に関する体制

監査役は、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る文書をモニターし、必要に応じて当社およびグループ会社の取締役、使用人等に説明を求めるほか、「内部統制室」や会計監査人との情報・意見交換や代表取締役との会合を通じて、監査の実効性の確保を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりです。

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

そのような大規模買付行為を行おうとする者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な対応をまいります。

以 上

※本文中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	11,108	流 動 負 債	10,992
現金及び預金	4,637	営業未払金	4,141
受取手形及び営業未収金	5,192	短期借入金	4,372
電子記録債権	234	1年内償還社債	200
その他の	1,048	リース債務	202
貸倒引当金	△5	未払法人税等	384
		その他の	1,690
固 定 資 産	30,371	固 定 負 債	12,377
(有形固定資産)	22,842	社 債	4,300
建物及び構築物	14,032	長期借入金	3,771
機械装置及び運搬具	898	リース債務	517
器具及び備品	411	繰延税金負債	36
土地	6,809	役員退職慰労引当金	958
リース資産	659	退職給付に係る負債	2,431
建設仮勘定	30	その他の	361
(無形固定資産)	1,484	負 債 合 計	23,370
借地権	977	純 資 産 の 部	
その他の	507	株 主 資 本	17,649
(投資その他の資産)	6,044	資 本 金	5,376
投資有価証券	4,944	資 本 剰 余 金	4,415
繰延税金資産	248	利 益 剰 余 金	7,871
その他の	892	自 己 株 式	△13
貸倒引当金	△40	その他の包括利益累計額	518
繰 延 資 産	58	その他有価証券評価差額金	874
社債発行費	58	為替換算調整勘定	△271
		退職給付に係る調整累計額	△83
資 産 合 計	41,538	純 資 産 合 計	18,168
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	41,538

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目		金 額	
		内 訳	合 計
売 上	高 価		47,702
売 上	原 価		43,872
作 業 費	業 務 費	32,738	
人 賃	借 賃	5,488	
減 価 償 却	の 利 益	2,590	
税 所 得 税	の 利 益	1,701	
	の 利 益	299	
	の 利 益	1,053	
一 般 管 理 費	の 利 益		3,830
営 業 外 収 入	の 利 益		1,929
受 取 利 息	の 利 益		1,900
そ の 他	の 利 益	199	
営 業 外 費	の 利 益	64	
支 払 替 替	の 利 益	118	
そ の 他	の 利 益	49	
経 常 利 益	の 利 益	46	
特 別 利 益	の 利 益		213
特 別 損 失	の 利 益		1,951
固 定 資 産 処 分 損	の 利 益		0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	の 利 益	0	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	の 利 益	10	
法 人 税 等 調 整 額	の 利 益	10	
当 期 純 利 益	の 利 益	10	
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	の 利 益		1,941
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	の 利 益		583
	の 利 益		△62
	の 利 益		1,420
	の 利 益		-
	の 利 益		1,420

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	百万円 5,376	百万円 4,415	百万円 6,777	百万円 △13	百万円 16,555
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△326		△326
親会社株主に帰属する当期純利益			1,420		1,420
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,094	△0	1,093
2020年3月31日残高	5,376	4,415	7,871	△13	17,649

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2019年4月1日残高	百万円 1,059	百万円 △278	百万円 △111	百万円 669	百万円 17,224
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				-	△326
親会社株主に帰属する当期純利益				-	1,420
自己株式の取得				-	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△185	6	27	△150	△150
連結会計年度中の変動額合計	△185	6	27	△150	943
2020年3月31日残高	874	△271	△83	518	18,168

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

ケイヒン配送株式会社

ケイヒン陸運株式会社〔本店 東京都足立区〕

ケイヒン陸運株式会社〔本店 愛知県大府市〕

ケイヒン陸運株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕

ケイヒン海運株式会社

ケイヒン港運株式会社

ケイヒン航空株式会社

ケイヒンコンテナ急送株式会社

オーケーコンテナエクスプレス株式会社

ダックシステム株式会社

ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベート リミテッド

ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション

(2) 主要な非連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッドほか1社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額) および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称

ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッドほか1社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社の名称等

エヴェレット (インディア) プライベート リミテッド

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベート リミテッド

ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワードリング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション

決算日が連結決算日と異なる連結子会社4社の決算日は、いずれも2019年12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日の計算書類を使用しております。ただし、2020年1月1日から2020年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物及び器具備品のうちコンピュータ機器

定額法

上記以外の有形固定資産

主に定率法

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 役員退職慰労引当金

当社および主要な連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

ロ ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ハ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当社は当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、当連結会計年度末において発生している額を計上しております。また、国内連結子会社は簡便法により期末要支給額の100%を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	11,044百万円	(5,156百万円)
土地	5,836	(4,347)
投資有価証券	691	(—)
合計	17,572	(9,503)

(2) 担保に係る債務

1年内返済長期借入金	2,127百万円	(—百万円)
長期借入金	3,555	(—)
合計	5,683	(—)

上記のうち（内書）は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,476百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,536,445株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年5月22日 取締役会	普通株式	326	50.00	2019年3月31日	2019年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2020年5月22日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 326百万円
② 1株当たり配当額 50.00円
③ 基準日 2020年3月31日
④ 効力発生日 2020年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社および連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入および社債により調達しております。

受取手形及び営業未収金に係るリスクは、営業業務取扱規程に従いリスク低減を図っております。

また、外貨建て営業債権については、為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握しております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って、行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,637	4,637	—
(2) 受取手形及び営業未収金	5,192	5,192	—
(3) 電子記録債権	234	234	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	4,307	4,307	—
(5) 営業未払金	(4,141)	(4,141)	—
(6) 短期借入金	(2,091)	(2,091)	—
(7) 長期借入金	(6,052)	(6,059)	6
(8) 社債	(4,500)	(4,495)	△4
(9) デリバティブ取引	—	—	—

負債に計上されているものについては、() で表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (5) 営業未払金、ならびに(6) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (8) 社債
元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (9) デリバティブ取引
金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

注2 非上場株式（連結貸借対照表計上額636百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の施設を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時 価（百万円）
2,692	3,057

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を合理的に調整した金額であります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,782円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 217円57銭 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	7,490	流動負債	10,182
現金及び預金	2,004	営業未払金	3,827
受取手形	12	短期借入金	2,731
営業未収金	4,373	1年内返済長期借入金	2,160
電子記録債権	234	1年内償還社債	200
貯蔵品	18	リース債権	20
前払費用	106	未払金	507
立替入金	467	未払費用	133
未収入金	57	未払法人税等	253
短期貸付金	209	預り金	205
その他金	8	前受収益	142
貸倒引当金	△1		
固定資産	28,471	固定負債	10,882
(有形固定資産)	21,226	社債	4,300
建物	13,278	長期借入金	3,662
構築物	340	リース負債	43
機械及び装置	590	繰延税金負債	9
車両運搬具	8	退職給付引当金	1,299
器具及び備品	266	役員退職慰労引当金	906
土地	6,654	関係会社損失引当金	313
リース資産	57	その他	347
建設仮勘定	29		
(無形固定資産)	1,459	負債合計	21,065
借地権	977	純資産の部	
その他	482	株主資本	14,581
(投資その他の資産)	5,785	資本金	5,376
投資有価証券	4,005	資本剰余金	3,689
関係会社株	1,095	資本準備金	3,689
長期貸付金	287	利益剰余金	5,529
差入保証金	342	利益準備金	984
その他引当金	84	その他利益剰余金	4,544
貸倒引当金	△29	固定資産圧縮積立金	787
		別途積立金	1,513
繰延資産	58	繰越利益剰余金	2,243
社債発行費	58	自己株式	△13
		評価・換算差額等	373
		その他有価証券評価差額金	373
資産合計	36,020	純資産合計	14,955
		負債及び純資産合計	36,020

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
	百万円	百万円
売 上 高 価		40,799
売 上 原 価		38,463
作 業 費	32,527	
人 件 費	2,038	
賃 借 料	1,820	
減 価 償 却 費	1,447	
税 金	278	
そ の 他	349	
売 上 総 利 益		2,335
一 般 管 理 費		1,194
営 業 利 益		1,140
営 業 外 収 益		312
受 取 利 息 及 び 配 当 金	223	
関 係 会 社 損 失 引 当 金 戻 入 益	42	
そ の 他	47	
営 業 外 費 用		186
支 払 利 息	114	
為 替 差 損	46	
そ の 他	24	
経 常 利 益		1,267
特 別 利 益		0
固 定 資 産 売 却 益	0	
特 別 損 失		7
固 定 資 産 処 分 損	7	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		389
法 人 税 等 調 整 額		2
当 期 純 利 益		868

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本		
	資本金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2019年4月1日残高	百万円 5,376	百万円 3,689	百万円 3,689
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			-
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2020年3月31日残高	5,376	3,689	3,689

項 目	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
固定資産圧縮積立金		別途積立金	繰越利益剰余金		
2019年4月1日残高	百万円 984	百万円 799	百万円 1,513	百万円 1,689	百万円 4,987
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△326	△326
固定資産圧縮積立金の取崩		△12		12	-
当期純利益				868	868
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					-
事業年度中の変動額合計	-	△12	-	553	541
2020年3月31日残高	984	787	1,513	2,243	5,529

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日残高	百万円 △13	百万円 14,040	百万円 608	百万円 608	百万円 14,648
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△326		—	△326
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—	—
当期純利益		868		—	868
自己株式の取得	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	△234	△234	△234
事業年度中の変動額合計	△0	541	△234	△234	306
2020年3月31日残高	△13	14,581	373	373	14,955

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物及び器具及び
備品のうちコンピュータ機器

定額法

上記以外の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理することとしております。

(3) 関係会社損失引当金

関係会社の財務体質の健全化を目的として将来予想される支援およびその他の負担に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

7. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	11,044百万円	(5,156百万円)
土	地	5,836	(4,347)
投資	有価証券	691	(—)
合 計		17,572	(9,503)

(2) 担保に係る債務

1年内返済長期借入金	2,127百万円	(—百万円)
長期借入金	3,555	(—)
合 計	5,683	(—)

上記のうち（内書）は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,534百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	765百万円
短期金銭債務	3,145

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,721百万円	売上原価	17,850百万円
-----	----------	------	-----------

営業取引以外の取引による取引高

59百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 7,325株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	397百万円
役員退職慰労引当金損金不算入額	277
関係会社株式評価損否認	212
関係会社損失引当損	95
減損損失	68
未払事業税	21
未払事業所税	12
その他	16
繰延税金資産小計	1,101
評価性引当額	△598
繰延税金資産合計	502

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△347百万円
その他有価証券評価差額金	△164
その他	△0
繰延税金負債合計	△512
繰延税金負債の純額	△9

VI. 関連当事者との取引に関する注記

種類：子会社

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者との 事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ケイヒン配送 株式会社	所有 直接 70.36 間接 29.64	業務の発注	国内運送委託	8,262	営業未払金	740
				資金の返済	700	短期借入金	700
				資金の借入	700		
				利息の支払い	4	前払費用	1
子会社	ケイヒン陸運 株式会社 (本店 東京都 足立区)	所有 直接 25.00 間接 75.00	業務の発注	国内運送委託	2,504	営業未払金	510
子会社	ケイヒン陸運 株式会社 (本店 兵庫県 神戸市)	所有 直接 20.00 間接 80.00	業務の発注	国内運送委託	4,239	営業未払金	632
						関係会社 損失引当金	85

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

種類：役員及び個人主要株主等

属性	会社の名称 又は氏名	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者との 事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 を所有し ている 会社等	京友 株式会社	被所有 直接 9.41	設備の購入 設備の修繕、保守 事務機器等のリース 土地建物の賃借	設備の購入	447	未払金	210
				設備の修繕、保守	396	営業未払金	100
				土地建物の賃借	66	リース債務	63
				事務機器等の リース料の支払	61	差入保証金	51
				リース資産の取得	30		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 京友株式会社は、当社役員大津英敬およびその近親者が直接・間接にて100%を保有しております。取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,290円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 132円95銭 |

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

ケイヒン株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 海野隆善 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋藤克宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイヒン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

ケイヒン株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 海野隆善 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋藤克宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイヒン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

ケイヒン株式会社 監査役会
常勤監査役 (社外監査役) 影山好伸 ㊟
常勤監査役 柏岡裕 ㊟
監査役 (社外監査役) 森 信一 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおつやすゆき 大津育敬 (1949年7月4日生)	1978年9月 ケイヒン アメリカ コーポレーション代表 取締役社長 1984年4月 当社社長室長 1985年6月 取締役 1986年4月 常務取締役 1989年6月 専務取締役 1991年6月 代表取締役社長 2019年4月 代表取締役会長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長	53,707株
		【取締役候補者とした理由】 長年にわたり代表取締役として会社を運営し、グループ会社を含めた当社グループの事業活動を統轄しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
2	すぎやまみつ のぶ 杉山光延 (1961年6月5日生)	1985年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2008年2月 当社営業統轄部担当部長 2008年6月 取締役 2013年6月 常務取締役 2016年6月 専務取締役 2019年4月 代表取締役社長（現在）	1,200株
		【取締役候補者とした理由】 常務取締役・専務取締役を歴任して会社経営に深く携わり、現在は代表取締役社長として会社を運営しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あさ わき まこと 浅 脇 誠 (1952年11月19日生)	1976年4月 当社入社 2000年6月 取締役 2013年6月 常務取締役 2017年4月 専務取締役 2017年6月 専務取締役管理部門担当 兼 内部統制室長 (現在)	2,200株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり国際輸送に係る部門の責任者を務め、海外現地法人の役員を歴任するなど、国際物流事業に精通しているほか、管理部門を統轄し、専務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
4	せき もと あつ ひろ 関 本 篤 弘 (1958年7月30日生)	1981年4月 当社入社 2008年6月 取締役 2016年6月 常務取締役 2019年4月 専務取締役営業部門担当 兼 宅配統轄部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長	2,600株
	【取締役候補者とした理由】 流通加工・配送等に係る事業を統轄する部門の責任者を務め、グループ会社の役員を歴任するなど、国内物流事業に精通しているほか、営業部門を統轄し、専務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
5	おお つ ひで ゆき 大 津 英 敬 (1985年6月21日生)	2009年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2015年4月 当社営業統轄部副部長 2016年4月 社長室長 兼 システム統轄部長 2016年6月 取締役 2019年4月 常務取締役社長室長 兼 システム統轄部長 (現在)	900株
	【取締役候補者とした理由】 他社での経験に加え、経営企画・情報システム部門の責任者を務めるとともに、常務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
6	さか い まさ とし 坂 井 賢 敏 (1958年11月21日生)	1982年4月 当社入社 2012年6月 取締役 2019年4月 常務取締役海上・ターミナル営業部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長	2,900株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり輸出車両輸送に係る部門の責任者を務めるなど、国際物流事業に精通しているほか、常務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	おまがり ひろゆき 尾曲 裕之 (1959年1月5日生)	1980年4月 当社入社 1997年4月 国際横浜営業部海外輸送課長 2000年4月 横浜営業2部海外輸送チームリーダー 2005年4月 国際輸送営業部長 2007年6月 取締役 2010年4月 取締役プロジェクトカーゴ営業部長(現在)	4,400株
		【取締役候補者とした理由】 長年にわたりプロジェクト貨物輸送に係る部門の責任者を務めるなど、国際物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
8	あらい まさとし 荒井 正俊 (1962年5月15日生)	1985年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 1997年9月 株式会社読売広告社入社 2009年7月 当社営業統轄部担当部長 2010年4月 財務部担当部長 2012年6月 取締役財務部長(現在)	2,400株
		【取締役候補者とした理由】 他社での経験も含め財務・会計に関する深い知識を有し、当社財務部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
9	くわしま こうぞう 桑嶋 耕造 (1957年4月13日生)	1980年4月 当社入社 1995年7月 国際事業本部総務部東京管理課副課長 1996年4月 人財開発部人財開発課課長 1999年4月 人財開発部人事チームリーダー 2012年6月 取締役人財開発部長(現在)	1,500株
		【取締役候補者とした理由】 人事・労務に関する深い知識を有し、長年にわたり人事部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
10	のむら ようすけ 野村 洋資 (1955年8月13日生)	1980年4月 当社入社 1996年4月 管理本部総務部企画情報課課長 2000年4月 営業統轄部リーダー 2002年4月 財務部資金チームリーダー 2008年4月 事務センター部長 2015年6月 取締役総務部長(現在)	1,600株
		【取締役候補者とした理由】 総務・事務管理に関する深い知識を有し、長年にわたり管理部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	よしむらひろし 吉村裕 (1966年4月24日生)	1990年4月 当社入社 2006年4月 ケイヒン配送株式会社営業本部部長 2008年6月 同 取締役 2012年6月 同 常務取締役 2014年4月 当社宅配営業部副部長 2016年6月 取締役関西営業部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン陸運株式会社 (本店 兵庫県神戸市) 代表取締役社長 ・ケイヒン港運株式会社代表取締役社長	1,000株
		【取締役候補者とした理由】 関西地区の倉庫・陸上運送等に係る部門の責任者を務め、グループ会社の役員を歴任するなど、国内物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
12	つついしょうた 筒井章太 (1971年2月23日生)	1993年4月 当社入社 2010年4月 横浜営業1部山下埠頭流通センター長 2014年4月 営業統轄部営業開発チームリーダー 2017年4月 営業統轄部長 2019年6月 取締役営業統轄部長 (現在)	300株
		【取締役候補者とした理由】 倉庫運営を中心とした国内物流事業での長年の経験に加え、当社グループの営業部門を統轄する責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
13	はなしよういちろう 葉梨陽一郎 (1970年11月23日生)	1994年4月 当社入社 2008年4月 東京営業部営業チームリーダー 2010年4月 営業統轄部営業開発チームリーダー 2014年4月 関東営業部副部長 2017年4月 関東営業部長 2019年6月 取締役関東営業部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン陸運株式会社 (本店 東京都足立区) 代表取締役社長	3,700株
		【取締役候補者とした理由】 関東地区の倉庫・陸上運送等に係る部門の責任者を務め、グループ会社の役員を務めるなど、国内物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
14	さか い とおる 酒 井 透 (1933年7月12日生)	1953年5月 協同飼料株式会社入社 1993年6月 同 代表取締役社長 2003年6月 同 取締役会長 2006年6月 同 相談役 2011年6月 同 代表取締役相談役 2012年6月 同 代表取締役会長 2014年10月 フィード・ワンホールディングス株式会社 取締役特別顧問 2015年6月 当社取締役 (現在) 2015年10月 フィード・ワン株式会社取締役特別顧問 2017年6月 同 顧問	1,200株
	【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたり会社の経営に携わっており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。		
15	ほん ぼ よし あき 本 保 芳 明 (1949年4月20日生)	1974年4月 運輸省入省 2001年7月 国土交通省大臣官房審議官 2006年4月 日本郵政公社理事・専務執行役員 2008年10月 国土交通省観光庁長官 2010年4月 首都大学東京 (現 東京都立大学) 教授 2014年1月 国土交通省観光庁参与 (現在) 2015年4月 首都大学東京 (現 東京都立大学) 特任教授 2015年6月 当社取締役 (現在) 2017年5月 イオンディライト株式会社社外取締役 (現在) 2018年4月 首都大学東京 (現 東京都立大学) 客員教授 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・国土交通省観光庁参与 ・首都大学東京 (現 東京都立大学) 客員教授 ・イオンディライト株式会社社外取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 国土交通省における長年の経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 取締役候補者大津英敬氏およびその近親者は、京友株式会社の議決権を直接・間接にて100%保有しており、当社は同社と設備の購入・修繕、事務機器等のリースおよび土地建物賃借等の取引関係があります。
2. 取締役候補者関本篤弘氏は、ケイヒン配送株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と流通加工・配送業務の委託等の取引関係があります。
3. 取締役候補者坂井賢敏氏は、ケイヒン海運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務の委託等の取引関係があります。
4. 取締役候補者吉村裕氏は、ケイヒン陸運株式会社（本店 兵庫県神戸市）の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と陸上運送業務の委託等の取引関係があります。また、同氏は、ケイヒン港運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務・港湾作業の委託等の取引関係があります。
5. 取締役候補者葉梨陽一郎氏は、ケイヒン陸運株式会社（本店 東京都足立区）の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と陸上運送業務の委託等の取引関係があります。
6. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏は、社外取締役候補者であります。
8. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
9. 当社は、取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、両氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
10. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役影山好伸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ ^{すぎ} 杉 ^の ^{なお} 野 ^き 直樹 (1963年8月9日生)	1986年4月 朝日生命保険相互会社入社 2007年4月 同 財務ユニット財務管理マネージャー 2010年4月 同 特別ファンド運用ユニットゼネラルマネージャー 2012年4月 同 不動産ユニットゼネラルマネージャー 2015年4月 同 不動産部長 2016年4月 同 財務部長 2017年4月 朝日不動産管理株式会社執行役員総務部長 2018年4月 同 常務執行役員総務部長 2020年4月 同 常務執行役員(現在)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 金融機関における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 監査役候補者杉野直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者杉野直樹氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 監査役候補者杉野直樹氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。
 4. 監査役候補者杉野直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
 5. ※印は新任監査役候補者であります。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます影山好伸氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
^{かげ} 影 ^{やま} 山 ^{よし} 好 ^{のぶ} 伸	2012年6月 常勤監査役(現在)

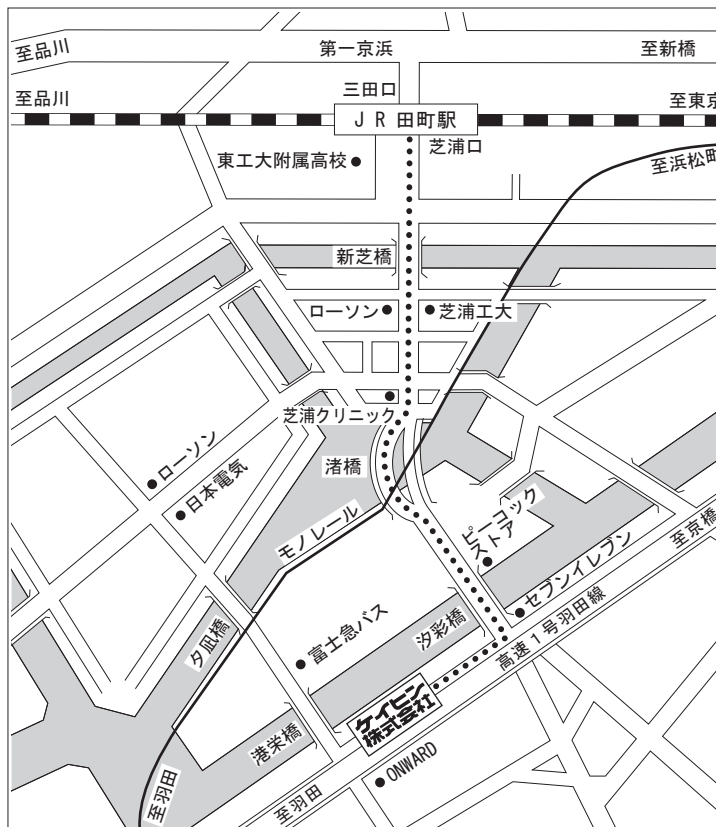
以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区海岸3丁目4番20号

ケイヒン株式会社 本社6階会議室

電話 (03)3456-7801 (代表)



JR田町駅芝浦口より徒歩15分

